

第1回山梨市戸別合併処理浄化槽事業審議会議事概要

日 時 令和4年10月17日
場 所 山梨市役所 203会議室

1. 委嘱状交付

審議員名簿			
	氏名	地区	備考
1	名取 茂久	三富	三富地区会長
2	芳賀 庸訓	牧丘	牧丘中牧地区会長
3	加々美 和人	牧丘	牧丘西保地区会長
4	中島 忠	牧丘	牧丘諏訪地区会長
5	駒井 明美	牧丘	消費生活協力員
6	向山 ひろみ	牧丘	消費生活協力員
7	廣瀬 良美	三富	消費生活協力員
8	根津 智子	牧丘	食生活改善推進協議会会長

2. 開会

3. 諮問

4. 議事

①審議の方法について

【事務局】 審議方法について説明。

②市設置浄化槽の現状と課題について

【事務局】 山梨市設置型浄化槽の維持管理について説明。

市の戸別合併処理浄化槽事業は、使用者から負担をいただいて実施。現在整備された浄化槽は678基であり、維持管理を使用料だけで賄うことができない状況です。

国から公営企業会計の適応拡大ということで、令和5年度までに公営企業に移行するように求められています。公営企業になると独立採算制の基本原則による経営となりますので、使用者の負担等を考慮し、今後の維持管理について諮問いたしました。

【事務局】 市設置型浄化槽の現状と課題について説明。

浄化槽の果たす役割・機能について説明、また「市設置型」と「個人設置型」2つの異なる制度が混在しており、下水道課と環境課がそれぞれ所管しています。

【事務局】 市設置浄化槽事業の経緯について説明。

三富地域は、合併前の三富村の時に浄化槽事業、下水道事業、農業集落排水事業を比較検討した結果、地形的・財政的な面から合併浄化槽事業が最適との判断から平成8年度から事業導入し、平成18年度まで整備を行いました。その11年間で347基の浄化槽を設置しました。

牧丘地域は、平成12年、合併前の牧丘町の時に「牧丘町生活排水処理基本計画」を策定し、人口が集中し地理的に集合処理が適している地域は公共下水道を整備し、人口が分散し地理的に戸別処理の方が適していると判断される地域には合併浄化槽を面的に整備する方針にもとづき、平成13年度から浄化槽整備を開始、令和3年度をもって事業を終了、その21年間で331基の浄化槽を設置しました。

市設置型浄化槽の整備につきましては、三富地域、牧丘地域とも終了、合計678基の維持管理を継続実施している状況です。なお、今後の市内全域の新規整備につきましては、環境課所管の個人設置型浄化槽事業で統一しています。

【事務局】 エリア別下水道・浄化槽整備について説明。

三富地域は、全域が浄化槽整備区域となります。

牧丘地域は、下水道全体計画区域(140ha)以外の区域が浄化槽整備区域となります。

山梨地域は、下水道全体計画区域(1212.8ha)以外の区域が浄化槽整備区域となりますが、山梨地域では市設置型浄化槽事業は実施しておりません。

【事務局】 合併浄化槽使用料及び設置基数について説明。

市設置型浄化槽設置基数は、令和3年度末のデータですが、牧丘地域が331基でそのうち12基が休止状態です。三富地域は347基でそのうち59基が休止状態で、今後この休止状態の浄化槽が増えていくものと想定されます。

人槽別では、7人槽が277基で全体の41%で一番多く、5～10人槽の合計645基で全体の95%になります。浄化槽の人槽算定は、建物の延べ床面積等によって異なり、床面積が大きいほど人槽も大きくなります。

【事務局】 維持管理について説明。

市で使用料を徴収して、県の登録を受けた業者が行う年3～4回の保守点検、市の許可を受けた清掃業者が行う清掃(浄化槽内にたまった汚泥などを引き抜き、機器類の洗浄)、山梨県浄化槽協会が行う年1回の法定検査(11条)の主に3点の維持管理を行っています。また、点検などで不具合が確認された場合には、機器類の修繕も行っています。

維持管理の必要経費と使用料の関係については、使用料が必要経費を下回っている状況で、この使用料で賄えていない不足分については、別の財源から補てんをしている状況です。山梨市と同規模程度の自治体における人槽別の月額の使用料は、7人槽で見ますと県内では、概ね3,500円前後でほぼ近い金額で、県外では高いところで山梨市の1.85倍のところもある状況です。

【事務局】 令和3年度の浄化槽特別会計決算状況について説明。

歳入(収入)は総額6,776万2,000円で、内訳は、使用料収入2,703万2,000円で全体の40%と半分にも満たないため、一般会計からの繰入金3,235万7,000円(全体の48%)にて賄っており、市の一般財源を圧迫するような要因となっています。

歳出(支出)は総額6,776万2,000円で、内訳は、総務費(維持管理に要する費用)3,838万1,000円で全体の57%を占めています。事業費は、令和3年度まで牧丘地域で整備を行った工事費です。公債費は、事業実施で借り入れた市債の償還(返済)金額です。維持管理経費3,838万1,000円の内訳は、清掃費用が全体の51%、保守点検と法定検査費用が24%、修繕費用が13%、人件費等が12%です。

【事務局】 課題について説明。

総務省より、浄化槽事業につきましても公営企業会計に令和5年度までに移行するよう通達がされています。

浄化槽事業を公営企業会計に移行した場合、財政上の独立採算の原則により、地方公営企業の経費は、経営に伴う収入つまり使用料をもってあてることが強く求められます。現状では使用料で賄えていない不足分につきましては、一般会計からの繰入金で補てんをしており、移行した場合、今後使用料の段階的な値上げは避けられない状況です。

このような、諸々の状況を勘案し、今後の浄化槽の維持管理についての方向性を決める必要があります。

【議長】 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【委員】 点検、清掃等の金額について、7人槽では一人当たりどうでしょうか。

【事務局】 法定検査 4,500円 点検 10,560円 清掃 44,000円 計 59,060円です。
これはそれぞれの業者と契約している金額です。

③日程等その他

【事務局】 次回以降の日程について説明。

【議長】 2回目以降はどのように進めていくか、核心に入っていきますので審議をお願いします。それでは以上で議事を終了とします。ご協力ありがとうございました

5. 閉会

【事務局】 以上で第1回浄化槽審議会を閉会します。